

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社丸昇建設
(法人番号2190001004590)
業者の住所：三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21
- 2 指名停止措置期間：令和5年3月13日から
令和5年4月12日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社丸昇石材の元代表取締役は、国土交通省中部地方整備局発注の資材調達にかかる一般競争入札を巡り、令和3年2月頃に国土交通省中部地方整備局職員（当時）から入札情報入手し公正な入札を妨害したことにより、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で、令和5年1月24日、愛知県警に逮捕された。株式会社丸昇石材の元代表取締役は、容疑の対象となる行為が行われた令和3年2月当時、株式会社丸昇建設の代表取締役も務めていた。
令和5年2月14日、株式会社丸昇石材の元代表取締役は公契約関係入札妨害の罪で名古屋地方検察庁に公訴を提起された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第16号「抜粋」

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内